○東京都市町村職員退職手当組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例

改正 昭和41年 5月27日 条例第 3号

昭和42年 1月 9日 条例第 2号

昭和42年 9月22日 条例第11号

昭和43年 7月29日 条例第 8号

昭和44年10月28日 条例第 8号

昭和46年 2月22日 条例第 2号

昭和48年11月19日 条例第 6号

昭和51年 2月13日 条例第 2号

平成 5年 2月26日 条例第 3号

平成 7年 2月28日 条例第 3号

平成 8年 2月27日 条例第 2号

平成26年 2月18日 条例第 4号

- 第1条 東京都市町村職員退職手当組合管理者及び副管理者並びに監査委員(以下「管理者等」という。)の報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。
- 第2条 管理者等の報酬の額は、別表第1のとおりとする。
- 2 報酬は、その職についた日の属する月から、その職を退職した日の属する月まで、月 割計算により支給する。ただし、同一人に対しては月を重複して支給しない。
- 第3条 管理者等が公務により旅行するときは、順路により費用弁償として別表第2に定める旅費を支給する。ただし、東京都市町村職員退職手当組合が実施する事業に伴う宿泊を要する旅行については、日当は支給しない。
- 2 管理者等が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別 の事情又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者が別に定めて旅費を支給する ことができる。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(昭和41年5月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年1月9日条例第2号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年9月22日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年7月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年10月28日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則 (昭和46年2月22日条例第2号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年11月19日条例第6号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年2月13日条例第2号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成5年2月26日条例第3号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合管理者等の報酬及び費用弁償 に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に 出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(平成7年2月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成8年2月27日条例第2号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月18日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

	職			名	報		酬	額
管	理		者		年	額	36,	000円
副	管	理	者		年	額	30,	000円
監	査	委	員	(議員のうち から選任され た者)	年	額	18,	000円
監	査	委	員	(識見を有する者のうちから選任された者)	年	額	27,	000円

別表第2(第3条関係)

							日	当			
区	分	鉄道賃	船賃	航空賃	車	賃	宿りをないもの	宿 泊 を る の	宿泊料	食卓料	
内旅	国費	実 費	実 費	実費	実	費	2,300円	3,500円	15,000円	1,800円	
外旅	围	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)中、指定職の 職務にある者の相当額									
1 宿泊を要しない都内出張については、定額として、1日3,000円を支給する。 2 鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。 3 組合の車両又は組合で借り上げた自動車を使用して旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。											